

学術活動に関する内規

第1章 総 則

- 第1条 この内規は、(一般社)徳島県臨床検査技師会(以下「会」という)における学術活動に関する諸費用の取り扱いについて定める。
- 第2条 この会の学会、講演会、研修会ならびに部門別検査研究班の学術活動を対象とする。
- 第3条 部門別検査研究班は(以下「研究班」という)、総会において承認された研究班をさす。

第2章 経費

- 第4条 研究班は、総会の前に今年度の事業計画書を会長に提出しなくてはならない。
- 第5条 事業計画に要する経費は、理事会の承認を受けなくてはならない。
- 第6条 経費は、事業費、参加費、広告料および補助金をもって充てる。
- 第7条 過剰に費用が発生した場合は、理事会で説明し承認を受けた後、追加支給される。
- 第8条 残った金額(以下残金)は、年度末、会計担当理事に返却しなくてはならない。

第3章 参加費

- 第9条 各研究班の定例勉強会等において、経費が発生しない場合の参加費は原則として徴収しない。
- 第10条 実習の材料費、会場費等で経費が発生する場合は、研修会内容によって設定した参加費を徴収する事とする。

第4章 講師料

- 第11条 この会が主催あるいは共催する学会、講演会、研修会、勉強会等において講師に対する講師料を支給することができる。
- 第12条 講師料は、教授 70,000円、准教授・講師 50,000円、助教・技師長 30,000円、技師 20,000円を、講演時間 60分とした場合の目安とし、各検査研究班班長の裁量権で決定する。
- 但し、日本臨床衛生検査技師会(以下日臨技)主催の場合は日臨技規定に準ずる。

第5章 講師の交通費・宿泊費

- 第13条 講師の交通費の種類は、鉄道賃(グリーン料金を除く)、船賃(1等料金を除く)、航空賃(エコノミークラスのみ)およびバス賃とし、実費支給とする。但し、可能な限り割引料金の適応を依頼する。
- 第14条 講師の宿泊費は実費支給とする。

第 6 章 スタッフの行動費・交通費・宿泊費

第 15 条 スタッフの行動費は半日 3,000 円、1 日 5,000 円を上限とする。

第 16 条 交通費・宿泊費は前章および徳臨技内規に準ずる。

第 17 条 検査モデル料は、1 日 10,000 円以内とする。

第 7 章 演題発表者、座長（司会）担当者および技師会関連の会議参加者への交通費

第 18 条 対象学会は、日本医学検査学会および中四国支部医学検査学会とする。

第 19 条 演題発表または座長（司会）および技師会関連の会議で学会に参加する正会員を対象とする。

第 20 条 補助金額は一律 10,000 円とする。ただし、徳臨技以外からの旅費、宿泊費、日当等が一切ないことを条件とする。

第 21 条 申請者は、事前に申請関係書類を提出し会長の承認を得る。

第 22 条 本会主催・本県開催の学会は、対象外とする。

第 8 章 非会員の学術活動への参加

第 23 条 臨床検査技師免許あるいは衛生検査技師免許を有する非会員が、本会の学術活動に参加する場合は、会員が支払う参加費に 5,000 円を加えた費用を参加費とするが、他県技師会員については原則、会員と同額とし、主催者の裁量権で参加費を決定できるものとする。

第 24 条 資格を持たずに検査業務に携わっている者は、県会員になれば、会員と同じ参加費とする。

第 25 条 県会員でない無資格者は、会員が支払う参加費に 5,000 円を加えた費用を参加費とする。

第 26 条 他職種の参加費は、原則、会員と同じ金額とするが、主催者の裁量権で参加費を決定してもよい。

附 則

1. この内規は、理事会の議決を経なければ、変更することができない。
2. この内規は平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
3. 平成 25 年 7 月 1 日一部改訂
4. 平成 30 年 8 月 10 日一部改訂（第 4 章・第 7 章）
5. 令和 5 年 8 月 29 日一部改訂（第 6 章）
6. 令和 5 年 12 月 1 日一部改訂（第 6 章）
7. 令和 8 年 1 月 7 日一部改訂（第 7 章）